

伊勢崎市地域公共交通計画策定業務委託

プロポーザル実施要領

令和8年 4月

伊勢崎市地域公共交通活性化協議会

(事務局：伊勢崎市都市計画部交通政策課)

伊勢崎市地域公共交通計画策定業務委託 プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、伊勢崎市地域公共交通計画策定業務を委託するにあたり、伊勢崎市の地域特性や地域公共交通の方向性を踏まえて高い技術力や創造性及び豊富な経験等を有する委託業者を選定することを目的としてプロポーザルを実施するものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

伊勢崎市地域公共交通計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「伊勢崎市地域公共交通計画策定業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間（2カ年）

1年目 契約の翌日から令和9年3月31日まで

2年目 契約の翌日から令和10年3月31日まで

(4) 見積限度額

各年度で次の金額を上限とする。

【内訳（消費税及び地方消費税を含む）】

令和8年度	21,637,000円
令和9年度	15,070,000円（予定）
2か年合計	36,707,000円

※上記限度額については、群馬県の令和8年度基礎単価表（4月1日適用）を基準に算定しています。

※本業務は、2カ年での業務実施を予定しています。

ただし、契約は単年度毎とし、2カ年目は、1カ年目の単年度契約に選定された事業者との1者随意契約を締結することを基本としますが、確約するものではありません。

3. 参加資格要件

本提案に参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。

- (3) 本業務の公告の日から契約締結日までの期間に、本市からの指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 伊勢崎市暴力団排除条例（平成24年伊勢崎市条例第32号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。
- (5) 本市の令和8・9年度伊勢崎市競争入札参加資格審査申請の「調査・測量・コンサル等」に登録を有する者であること。
- (6) 過去5年（令和3年4月以降）に、国または地方公共団体が発注した地域公共交通計画策定業務及びそれに類似した業務を元請として履行した実績を有すること。

4. 選定方法

(1) 選定委員会

委託業者の候補者の選定については、伊勢崎市地域公共交通計画策定業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。選定委員会は非公開とする。

(2) 審査

①一次審査

提出された参加表明書等の書類を審査基準（別表第1）に基づいて審査し、上位3者に企画提案を依頼する。ただし、参加希望者が3者以下である場合は、第一次審査を省略し、第二次審査においてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施するものとする。

選定結果については、全ての参加希望者に文書及び電子メールにより通知する。なお、審査過程については非公表とし、審査結果等についての異議申立ては一切受け付けない。

②二次審査

企画提案書等に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングにより審査基準（別表第2）に基づいて審査し、各参加者の順位を決定し、第1位の企画提案者を契約候補者として選定する。

選定結果については、プレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての企画提案者に文書及び電子メールにより通知する。なお、審査過程については非公表とし、審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

5. 選定スケジュール（予定）

内容	日程
(1) プロポーザル公告	令和8年4月15日(水)
(2) 質問書の提出期限	令和8年4月22日(水)午後5時まで
(3) 質問書に対する回答	令和8年4月24日(金)
(4) 参加に係る書類の提出期限	令和8年5月1日(金)午後5時まで

(5)一次審査 企画提案を依頼する業者の選定	令和8年5月 8日(金)
(6)企画提案書等の提出依頼	令和8年5月 8日(金)
(7)企画提案書等の提出期限	令和8年5月22日(金)午後5時まで
(8)二次審査 プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年5月29日(金)
(9)審査結果の通知・市HPでの公表	令和8年6月 2日(火)発送予定
(10)契約協議及び業務委託契約締結	令和8年6月上旬から中旬

6. 質問及び回答

本実施要領及び特記仕様書等に関する質問については、質問書（様式1）電子メールに添付し、下記まで送信すること。なお、メールの件名は「伊勢崎市地域公共交通計画策定業務委託に係る質問」とする。

(1) 送信先

電子メール Koutuu@city.isesaki.lg.jp

電話番号 0270-27-2734（交通政策課直通）

※送信後、必ず電話により着信確認をすること。

(2) 質問書の提出期限：令和8年 4月22日（水）午後5時まで

(3) 質問書に対する回答

質疑に対する回答は、一括して取りまとめ令和8年 4月24日（金）に伊勢崎市ホームページに掲載する。※質問のあった業者名は公表しない。

7. 参加に係る書類の提出

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
①参加表明書	様式2	
②会社概要書	様式3	公的資格の登録証などの写しを添付すること
③業務実績書	様式4	過去5年間の同種業務や類似業務を記載すること
④業務体制表	様式5	管理技術者・照査技術者含め4名以内 市内業者活用の見込み
⑤担当者経歴書	様式6	業務経歴は、主なものを3つ記載すること 手持ち業務の状況は、すべてのものを記載すること
⑥業務体制全体図	様式任意	業務体制の全体がわかるもの

※類似業務とは、地域公共計画、地域公共交通網形成計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画、その他地域公共交通計画に関連する総合的な計画の策定業務等とする。

※④業務体制表について

- ア. 管理技術者は、技術士の有資格者とする。但し、専門分野を「公共交通及び地方計画」とする。
- イ. 管理技術者と照査技術者は兼ねることは出来ない。
- ウ. 照査技術者は、管理技術者と同等程度以上の資格を有していること
- エ. 市内業者の活用について

(2) 提出期限

令和8年 5月 1日(金) 午後5時まで

(3) 提出部数

提出部数は、①参加表明書は1部、その他②～⑥は10部とし、あわせてCD-ROM等の電子媒体(提出書類をPDFに変換したもの)を提出すること。

(4) 提出方法及び提出先

伊勢崎市地域公共交通活性化協議会 持参のみとする(郵送等は不可)
(事務局:伊勢崎市役所都市計画部交通政策課)
住所:群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地
TEL:0270-27-2734(交通政策課直通)

(5) その他

- ①提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的で使用しない。
- ②参加申込み後に参加を辞退する場合には、参加辞退届(様式7)を提出すること。

8. 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出依頼を受けた業者は、以下の要領で企画提案書等を作成し提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書(様式8)

企画提案書は、後述(2)のとおり作成し、審査基準(別表第2)にある審査項目の視点に沿って、提案内容を分かり易く具体的に記載すること。また、別紙の特記仕様書を基に本市の特性・地域性を踏まえ積極的な提案を行うこと。

②業務工程表(任意様式)

作業項目ごとに実施スケジュールが具体的に分かるように記載すること。

③見積書(任意様式)

- ア. 具体的な積算内訳を記載すること。
- イ. 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

(2) 作成上の留意点

- ①企画提案書は、A4版、用紙縦置き、横書き両面印刷、左綴じで製本すること。
- ②企画提案書は、以下の項目ごとにまとめる。(表紙・目次は含まない) なお、文字の大きさは、原則として10ポイント以上とする。記載すべき項目は、次のとおりとする。
 - ア. 業務実施方針
 - イ. 特記仕様書に記載する業務内容に基づく企画提案
 - ウ. 業務実施工程
 - エ. その他提案
- ③使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、付近若しくは、同一ページ内に注釈を付けること。
- ④企画提案書の表紙には、あて先「伊勢崎市地域公共交通活性化協議会長」、タイトル「伊勢崎市地域公共交通計画策定業務委託」、提出年月日、会社名・代表者名を記載すること。

(3) 提出部数

提出部数は、10部とし、あわせてCD-ROM等の電子媒体(提出書類をPDFに変換したもの)を提出すること。

(4) 提出先及び提出方法

伊勢崎市地域公共交通活性化協議会 持参のみとする(郵送等は不可)
(事務局:伊勢崎市役所都市計画部交通政策課)
住所:群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地
TEL:0270-27-2734(交通政策課直通)

(5) 提出期限

令和8年 5月22日(金)午後5時まで

(6) その他

- ①本提案の作成に要した費用、応募に要した経費については、全て提案者の負担とする。
- ②提出された企画提案書等については、提出後の差換え、変更、削除等を行うことはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ③伊勢崎市の情報公開条例に準じ、提出された書類を公開することがある。

9 プレゼンテーション及びヒアリング(二次審査)

提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

令和8年 5月 29日(金) 時間未定
伊勢崎市役所 東館3階 災害対策室
詳細な日程等については、対象者に別途通知する。

(2) 所要時間

1 事業者あたり 40 分程度（提案内容の説明 30 分、質疑応答 10 分）

(3) 出席者

プレゼンテーションの出席者は 6 名以内とし、管理技術者は必ず出席すること。また、配置技術者がプレゼンテーションを行うこと。

(4) 使用備品

パソコンを使用する場合は、提案者が用意すること。スクリーンまたはモニター等の使用機材、備品については、伊勢崎市で用意する。

10. 失格等

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (3) 参加資格の要件を満たしていない場合。
- (4) 見積価格が見積限度額を超えた場合。
- (5) その他、本実施要領に違反する場合。

11. 契約協議及び業務委託契約締結

委託業者の候補者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約内容及び金額等を伊勢崎市地域公共交通活性化協議会との協議・交渉により決定し、伊勢崎市財務規則（平成 17 年伊勢崎市規則第 43 号）に準じて契約を締結する。

委託業者の候補者と協議が整わない場合は、次点委託業者の候補者と交渉をする。

契約締結の時期は、国の補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）の交付を前提とした業者選定の手続きであるため、交付決定後の令和 8 年 6 月上旬から中旬を予定している。

問合せ先

伊勢崎市地域公共交通活性化協議会

事務局：伊勢崎市都市計画部交通政策課 担当者：竹内、新井

電子メール Koutuu@city.isesaki.lg.jp

電話番号 0270-27-2734（交通政策課直通）

別表第1

〔一次審査〕

審査項目	評価項目		詳細・着眼点	配点
業務 実施 能力	業務実績		・本業務と同種類似業務の受託実績（内容・件数）があるか。	15
	業務体制	人員配置	・実施体制、管理責任者が明確化され、適切な人員配置が行われているか。	10
		実務経験	・管理技術者及び担当技術者が本業務を遂行できるだけの実務経験を有しているか。	20
		市内業者の活用	・伊勢崎市内の事業者の知見を活かすため、現地調査等において、市内業者に業務委託を行う見込があるか。	5
合 計				50

別表第2

〔二次審査〕

審査項目	評価項目	詳細・着眼点	配点
企画 提案 内容	業務実施工程	・業務内容を的確に把握し、効率的な手順で無理のないスケジュールが示されているか。	10
	業務実施方針	・本市の地域特性を踏まえた的確な課題設定・明確な調査・分析手段が明示されているか。 ・住民への周知や意見の反映など、地域に合った実施方法や効率的な提案となっているか。 ・国土交通省作成の「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（第4版）」等の各種基準に即した策定手法であるか。 ・業務全般のチェック体制を含む品質向上の工夫はされているか。	30
	企画提案の内容	・計画書の構成や表現が明瞭で、具体的な提案が盛り込まれており、実現可能性が認められるか。 ・地域特性及び将来性、先進事例を踏まえ、先進性・実効性のある企画提案となっているか。 ・公共交通に関する市民満足度の向上をはじめ、広域的な視点（鉄道、隣接都市との連携）や今後の持続可能な都市づくりに資する企画提案となっているか。 ・都市計画マスタープランや立地適正化計画などの上位計画と連動した効率的で有益な提案となっているか。 ・公共交通利用者などの幅広い市民や交通事業者等の意見を反映した計画策定となるよう効果的な意見把握手法を取り入れた提案となっているか。 ・合理的で、市の負担軽減となる工夫があるか。	30
	プレゼンテーション	・説明の分かりやすさ、参加事業者及び説明者の業務に対する意欲が強く感じられるか。 ・発表の構成力に優れ、根拠や知識・技術力の裏付けなどにより説得力があるか。 ・独自提案（持続可能な公共交通の実現に向けた取組・利用促進・デジタル技術の活用など）はあるか。	20
	提案見積内容	・業務提案に対し適正な内訳構成、全体的な業務量にふさわしい競争力のある業務価格となっているか。	10
合 計			100